架空請求ハガキに注意! 被害が発生しています

架空請求例

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(い)439 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判所取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人 様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成○○年○月○日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

取り下げ等のお問合せ窓口 **03**- 〇 〇 **-** ××××

受付時間 9:00~20:00 (日・祝日除く)

【特 徴】

「最終告知」「訴訟」など、 裁判をイメージさせ 不安をあおります 請求金額など具体的な記載はなく、過去に何らかの契約と ほのめかしてあります

個別のように 番号がついています

至急電話をするように 促しています 公的機関のような 名称を使っています

【対処方法】

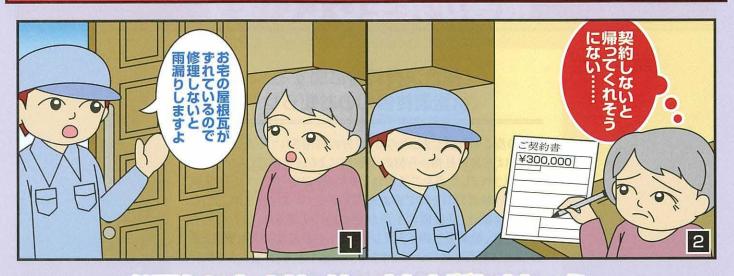
請求は無視!身に覚えのない請求には、応じる必要はありません

絶対に連絡をしないようにしましょう

対応に困ったら磐田市消費生活センターに相談してください

磐田市消費生活センター ②0538-37-2113 磐田市役所内

突然の訪問や電話、その話、本当?



必要ないものは、はっきりと断りましょう。 知らない人にはドアを開けず、家に入れない。 その場ですぐに契約をせず、家族や知人に相談しましょう。

電話勧誘販売や訪問販売では、契約書を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフできます。

(クーリング・オフとは、特定商取引法の訪問販売の規定です。8日以内に契約解除の通知書を送付することで、無条件で解除できます。クーリング・オフ期間が過ぎてもあきらめずに、早めに消費生活センターに相談しましょう)



断る時は、はっきりと伝えましょう。 「いりません」「お断りします」「電話を切ります」 いつも留守番電話に設定し、知らない人からの電話は出ない。

消費生活に関する相談窓口 磐田市消費生活センタ・

訪問販売や電話勧誘販売、架空請求などの消費生活に関する相談を 受け付けています。1人で抱え込まないで相談しましょう。

知り合いで困っている人がいたら消費生活センターを紹介しましょう。

【相談日】毎週月~金曜日(祝日及び年末年始を除く)8:30~17:00(昼休みを除く)

【場 所】磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内

電 話 0538-37-2113

